

名護市販路拡大出展支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で製造業、小売業、飲食業、サービス業等を営む中小企業者・小規模企業者に対し、県内、県外及び国外の販路開拓及び拡大をする際の出展費用の一部を補助することにより、魅力ある市産品の発信及び販売促進を図ることを目的に、予算の範囲内で名護市販路拡大出展支援事業補助金を交付するものとし、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者・小規模企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までに該当するものをいう。
- (2) 県内外 沖縄県内、県外及び海外をいう。
- (3) 市産品及び特産品 市内で生産又は加工を行った農林水産物、加工品、工業製品等をいう。
- (4) 物産展、販促イベント等 百貨店、量販店等で開催する市産品及び特産品の展示、販売を中心に実施される催事をいう。
- (5) 補助事業 補助の対象となる事業をいう。
- (6) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (7) 補助対象経費 補助金の対象となる経費をいう。

(補助事業)

第3条 この要綱の対象となる補助事業は、県内外で開催される物産展、販促イベント等で市産品及び特産品の出展及び出品による販売促進を図り、販路拡大に寄与する事業とする。ただし、次の各号に該当するものは対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業
- (2) その他市長が不相当と認める事業

(補助対象者)

第4条 補助事業の対象となる者は、中小企業者・小規模企業者であって、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有する者
- (2) 法人市民税又は市税に滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請された者ではないもの
- (4) 補助事業を適確に遂行するに足る能力を有する者。ただし、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体ではないもの

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、補助金の交付を決定した日から当該決定した日の属する年度の3月15日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の合計額の3分の2の額を限度とする。ただし、10万円を超えることはできず、当該補助金の額に1,000未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、1回限りとする。

(事業の申請)

第8条 規則第4条の規定による申請は、名護市販路拡大出展支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 出展する物産展、販促イベント等の出展要綱
- (3) 出展申込書(受理済み)の写し
- (4) 申請者が個人事業主の場合、市内に主たる事務所又は事業所を有することが証明できる開業届け又は確定申告書の写し
- (5) 申請者が法人事業主の場合、定款及び登記簿謄本
- (6) 会社案内等事業概要の確認ができる資料
- (7) 法人市民税又は市税を滞納していないことを証明する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、別で定める日までに市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付を決定し、名護市販路拡大出展支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 交付決定通知には、規則第6条第1項に規定する条件のほか次の条件を付する。

- (1) 善良な管理者の注意をもって本事業を執行し、また、補助金を他の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならないこと。
- (3) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を事業の全てが完成した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (4) その他法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要なこと。

3 規則第5条の審査の結果、補助金を交付すべきものと認められないときは、名護市販路拡大出展支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

(補助事業変更申請)

第10条 規則第6条第1項第1号及び第2号の変更又は中止は、名護市販路拡大出展支援事業計画変更(中止)承認申請書(様式第5号)によるものとし、変更の場合にあっては、名護市販路拡大出展支援事業変更計画書(様式第6号)その他市長が必要と認める書類を添付するものとする。

2 前項の申請に係る承認は、名護市販路拡大出展支援事業計画変更（中止）承認通知書（様式第7号）によるものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、名護市販路拡大出展支援事業補助金実績報告書（様式第8号）によるものとし、必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書（様式第9号）
- (2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写し等）
- (3) 出展したことがわかる書類（出展イベントの写真等）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第12条 規則第13条の規定による通知は、名護市販路拡大出展支援事業補助金確定通知書（様式第10号）によるものとする。

（補助金請求）

第13条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、名護市販路拡大出展支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（検査等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は帳簿その他の書類を検査することができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別で定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

別表（第6条関係）

補助 内容	補助 対象経費
物産展、販促イベント等への 出展	物産展や販促イベント等に出展する場合に必要な経費で、 次の各号に掲げるもの (1) 出展費 (2) 会場設営費 (3) 商品搬送等経費 (4) 交通費及び宿泊費 (5) パンフレット等の制作費 (6) その他、出展販売促進等に関する経費

備考1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

2 補助対象経費に該当する経費であっても、本市の他の補助金、国庫補助金等本市以外の他の補助金・助成金等の適用を受けた場合、補助対象外とする。

3 売上げに係る販売手数料は、補助対象外とする。

4 航空機を利用する場合、クラスJ、プレミアムクラス料金は、補助対象外とする。